

令和7年度那覇市市民農園利用者募集要領

1. 目的 都市化の進展が著しいなかで、野菜や花の栽培を通じて、農業に対する理解と関心を深める場を提供するため市民農園利用者を募集する。
2. 場所 那覇市首里鳥堀町4丁目137番1
3. 募集定数と区画数 60組 60区画（1区画：約9㎡） ※1世帯1区画
4. 栽培品目 野菜及び花。利用期間内に収穫できる作物に限定する。
樹木及び果樹（パパイヤ、バナナ等）の栽培は禁止。
5. 受付期間 令和7年2月3日（月）～令和7年2月28日（金） 平日の8：30～17：15
（12：00～13：00の昼休み時間を除く）
6. 抽選について 定数60区画を超える応募があった場合には抽選によって利用者を決定します。
 - ・抽選日 3月7日（金） 抽選結果は、3月11日頃に当選者へ通知書発送。
（申し訳ございませんが、落選者への通知はしませんのでご了承ください）
 - ・当選されなかった方は待機者として登録され、空き区画が生じた場合、待機順に繰上げ当選となります。

※注意※ 繰上げ当選を辞退された場合、待機者登録が取り消されます。
現在の利用者の応募は可能ですが、当選は新規申込者（待機者含む）が優先となります。
7. 応募資格
 - (1) 市内に現住所を有する方
 - (2) 農業又は園芸関係の職業に従事していない方
 - (3) 市民税、国保税及び後期高齢者医療保険料の未納のない方
 - (4) 国民健康保険、後期高齢者医療保険加入者以外の者にあつては、他の保険の保険証の写しを提出できること
8. 利用期間 令和7年4月1日～令和8年3月20日
9. 賃貸借料 年間 4,200円
10. 申込方法 「市民農園利用申込書」を商工農水課農水グループへ直接提出してください。
郵送（令和7年2月28日必着）でも受け付けます。
11. 受付場所 那覇市役所 本庁6階 商工農水課 農水グループ
〒900-8585 那覇市泉崎一丁目1番1号
電話 （直通）098-951-3209 （代表）098-867-0111（内線2274）
12. 利用決定後の必要書類
利用者として決定された方は、契約締結時に市民税、国保税または後期高齢者医療保険料の未納のない証明書（他の保険の方は保険証の写し）の提出が必要となります。
※市税の滞納のない証明書（市民税課）
国保税・後期高齢者医療保険料の未納のない証明書（国民健康保険課）